

実施手順見直しによる業務の効率化・ 簡素化について

目的

平成21年度より総合評価落札方式の拡大をしていることから、従前に比べ発注手続にかなりの時間と手間と費用を要している。

実施手順の見直しによる業務の効率化の観点から以下の3つの試行を実施

- ・技術提案書提出者数の限定化
- ・ヒアリングの省略
- ・手続き期間の短縮

平成21年度はその妥当性についてサンプル調査(5者絞り込み9件、ヒアリングの省略28件、手続き期間の短縮32件)を行い発注者と応札者(落札者を含む)双方の意見をとりまとめた。【前回報告】

試行内容	指名競争入札における 指名段階での5者絞り込み		ヒアリングの省略		手続き期間の省略	
	標準型	簡易型	標準型	簡易型	標準型	簡易型
総合評価の型式						
全国計 (精査中)	24	14	282	344	452	286
	38		626		738	

今回は手続きの簡素化(時間、コスト、手間)、評価の公正性・適正性という観点から受発注者双方の意見の類型化。

調査の結果、手続きの簡素化には一定の効果がある一方、技術提案の作成日数等に問題もあり、妥当性を判断するにあたり十分な意見が得られていないことから引き続き全数アンケート調査を行うこととする。

技術提案書提出者数の限定化

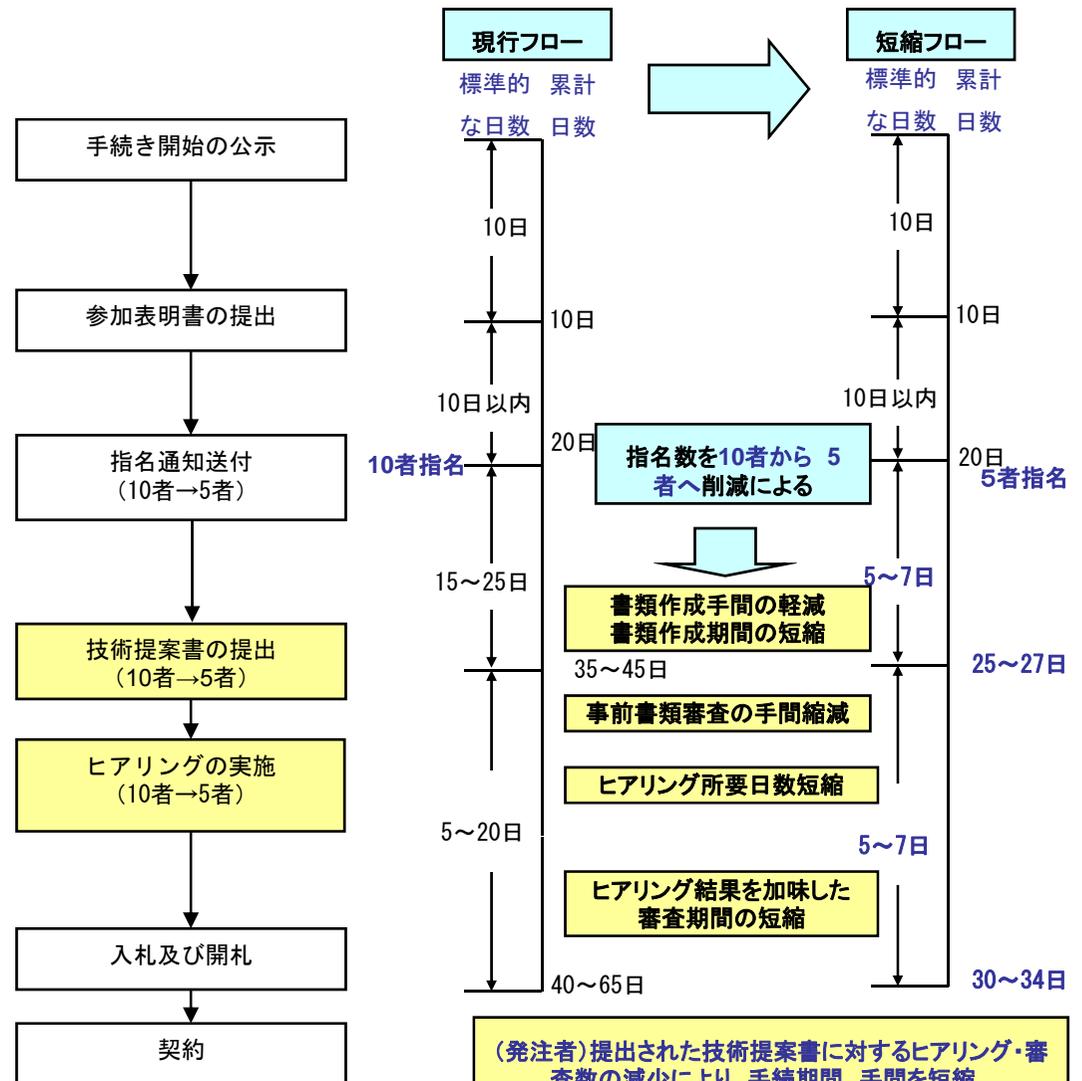
実施方針

平成21年度より総合評価落札方式の拡大をしていることから、従前に比べ発注手続にかなりの時間と手間と費用がかかる。よって10者指名から5者指名への「**指名数の限定化**」を試行し、時間、手間及び費用を縮減する。あわせて受注者の応札行動の変化について分析する。

検証

- ・5者指名の妥当性を検証
- ・応札者(落札者を含む)、発注者への全数アンケートを実施。

総合評価方式(標準型)の手続フロー



(発注者) 提出された技術提案書に対するヒアリング・審査数の減少により、手続期間、手間を短縮。
 (応札者) 提出者が絞られることにより、非受注者となる者の技術提案書作成手間、時間、費用を削減。

ヒアリングの省略

総合評価におけるヒアリングは当面実施の方針だが、一部の業務を対象にヒアリング省略を試行。

手続日数の見直しによる短縮

運用ガイドラインに示した短縮フローを積極的に実施。

●ヒアリングの省略

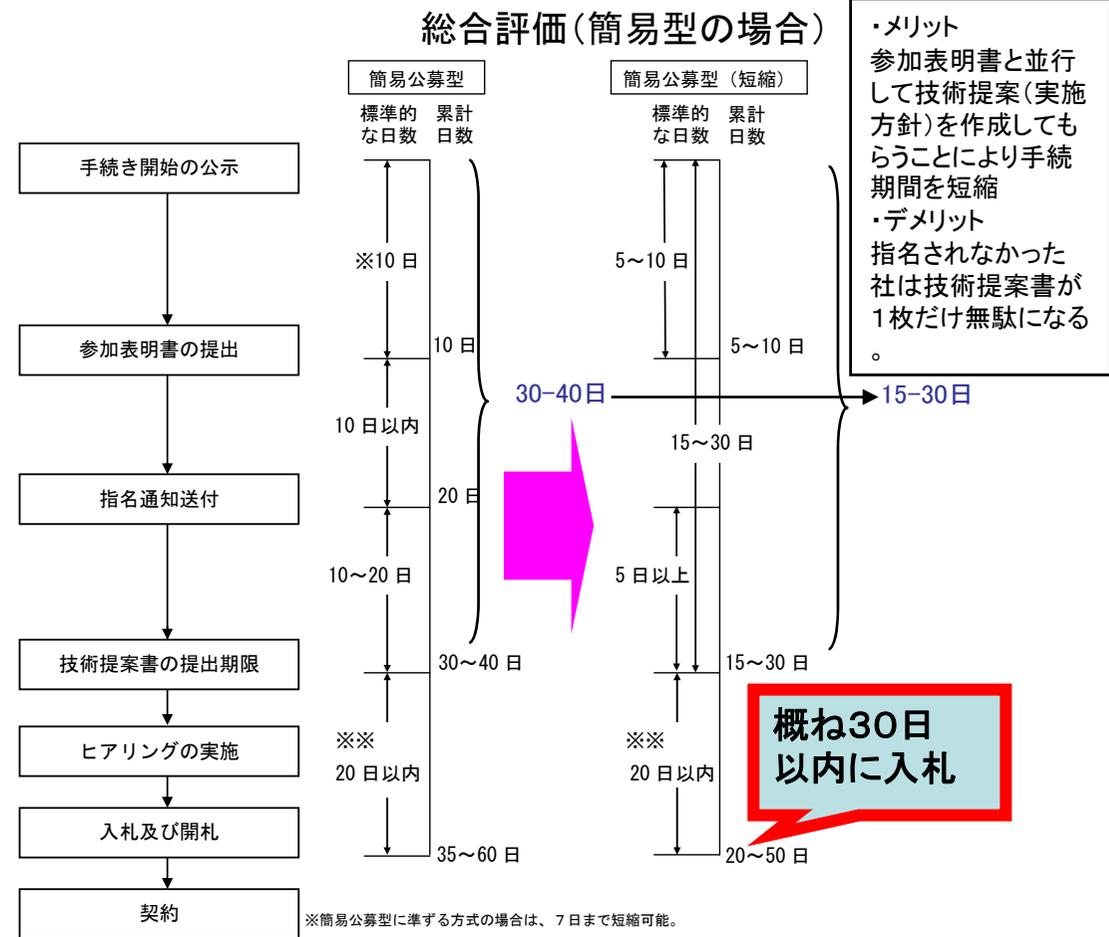
・平成21年度に発注するコンサル総合評価方式を対象にヒアリングの省略を試行。

⇒ 応札者(落札者を含む)、発注者への全数アンケートを実施。

●手続日数の見直しによる短縮

・平成21年度に発注するコンサル総合評価方式を対象に、手続日数の見直しによる短縮(右図)を積極的に実施。

⇒ 応札者(落札者を含む)、発注者への全数アンケートを実施。



【技術提案書提出者数の限定化】

※()内の数字は回答数

	手続きの簡素化 (時間、コスト、手間)に関する意見	評価の公平性、適正さに関する意見	その他
発注者	ヒアリング・技術評価等の 手続期間の短縮に効果 がある。(3)		
応札者	技術提案の 作成手間 が省け、時間短縮となるのでよい。(5)	技術点と価格点の 配点比率 に応じて 指名者数を設定 すべき。(4)	受注 機会の減少 を懸念。(3)
	受注者あるいは 発注者の負担軽減 につながる。(3)	実績重視 になり、 指名される会社 が 固定化 する懸念。指名基準の見直しが必要。(11)	発注者がよい技術提案を得る 機会が減少 。(2)
	1件にかける ヒアリング や 評価の時間が増える ことが期待されるため良い。(2)	指名者数は多い方(10者指名)がよい。(8) 技術評価、入札で逆転する可能性 があり、5者指名は問題がある。(2) 特に問題はない。 6位以下の逆転は少ない と思われる。(6)	

前回アンケートにおける主な意見の類型化(2/3)

【ヒアリングの省略】

※()内の数字は回答数

	手続きの簡素化 (時間、コスト、手間)に関する意見	評価の公平性、適正さに関する意見	その他
発注者	作業量を縮減でき、負担軽減や日数の短縮が図れた。(9)	<p>業務内容や技術提案書で求めている内容に応じて必要かどうかを検討すべき。(4)</p> <p>技術レベルや業務に対する考え方、理解度を確認するためにはヒアリングが必要。(4)</p> <p>(特殊な業務の場合)書面のみでは評価がしづらい。(2)</p> <p>ヒアリングを省略しても提案内容の優劣は判断可能。(1)</p>	
応札者	コストの削減効果がある。拘束時間(ほぼ1日)の短縮によって他の業務へ時間が配分できた。(31)	十分精査した上で提出した書面が重視されていると認識しているため、省略は問題ない。(3)	技術提案に対する発注者側の反応が得られないため、どのような着眼点が必要だったのかなどがわからない。ヒアリングが無くなると、業務内容の誤解があった場合などに、追加的あるいは修正した意見を述べる機会が無くなる。(6)
	ヒアリングの日程調整が不要になるため、予定管理技術者を選ぶ自由度が広がるメリットがある。(2)	技術提案書に記載しきれない内容や取り組み意欲などを伝えることができない。資料閲覧で確認できなかった項目について、ヒアリングの質疑の中で提案や説明ができる。提案内容が十分に理解されているかどうか不安である。(24)	提案内容を正確に理解してもらえよう、補足説明資料等の技術提案書の記載内容を増やせるような措置を望む。(6)
		単純な測量業務など、技術提案書のみで評価が可能な業務に対しては問題ないが、1:2、1:3の業務はヒアリングが必要。(8)	<p>簡易型でヒアリングを行わない場合、技術点に差がつかず、価格競争の熾烈化、成果品の品質低下を招くことを懸念する。(4)</p> <p>ヒアリングが無いと、既往業務で発注者側とコミュニケーションをとっている企業、当該事務所の実績を有する企業が有利になり、新規参入企業は不利になる。(2)</p>

【手続き期間の短縮】

※()内の数字は回答数

	手続きの簡素化 (時間、コスト、手間)に関する意見	評価の公平性、適正さに関する意見	その他
発注者	簡易型の場合、 時間的な問題はない 。(1)		
	指名を受けてからの 技術提案書作成・提出が原則 であり、参加者としては期間が短い。(1)		
応札者	参加表明書の作成期間が 実質5日間あれば、特に問題はない 。業務書類の簡素化につながる。(2)	実施方針のみであれば、短縮してもよい 。(2)	現地調査、業務内容確認、参加の判断、予定技術者の選定等のため、標準的な日数(公示から参加表明書提出期間10日)程度を希望する 。(9)
	技術提案書の提出期限は現状維持または延長を望むが、 参加表明書の期限であれば日程を考慮するとやむを得ない 。(3)	評価テーマがない場合でも技術提案書作成期間は10日間程度は欲しい 。(2~3日間では短すぎる)(5)	
	繁忙期等、他の案件と期間が重なった場合に時間が不足する 。(5) 技術提案書の 作成期間が土日を含み5日間では実質2~3日間しかないため、日数が短すぎる 。時間やコストが無駄になるリスクがあったが、 指名前に資料閲覧と現地調査を行わざるを得なかった 。(3)	評価テーマが多い場合、情報収集が必要な場合など、 日数が不足して十分な提案ができない可能性 がある。社内での査読、了承なども必要であり、10日間欲しい。(4)	

①試行アンケート調査対象業務件数

実施項目	今回調査	全数調査
技術提案書提出者数の限定化(5者指名)	9件	38件
ヒアリングの省略	28件	626件
手続日数の見直しによる短縮	32件	738件

※全数調査の件数は、前回調査分に加えて新たに実施する件数。

②今後の調査スケジュール

実施手順	予定時期
本省から地整への調査依頼	H22年3月
地整から事務所、入札参加者への配布・取りまとめ	H22年4月
結果の回収(国総研)	H22年5月
調査結果の集計・分析(国総研)	H22年6月
懇談会での報告	H22年7月以降